

# H I C排気フィルタの損傷について

2021年10月11日

---



東京電力ホールディングス株式会社

○2年前のH I C排気フィルタ（以下、排気フィルタ）損傷に関して、  
以下4つの観点から報告する

1. 2年前の事案の対応に関する調査について  
（不適合を起票せず原因究明・改善措置が講じられなかったこと）

 スライド2～17

2. 排気フィルタ損傷を踏まえた保守管理面・設備設計面の見直し等について  
（現在の対応状況と今後の対応／その他排気フィルタの類似箇所抽出結果）

 スライド18～22

3. 9月13日の特定原子力施設監視・評価検討会での対応について

 スライド23

4. 情報公開に関する整理

 スライド24

### ○調査方針

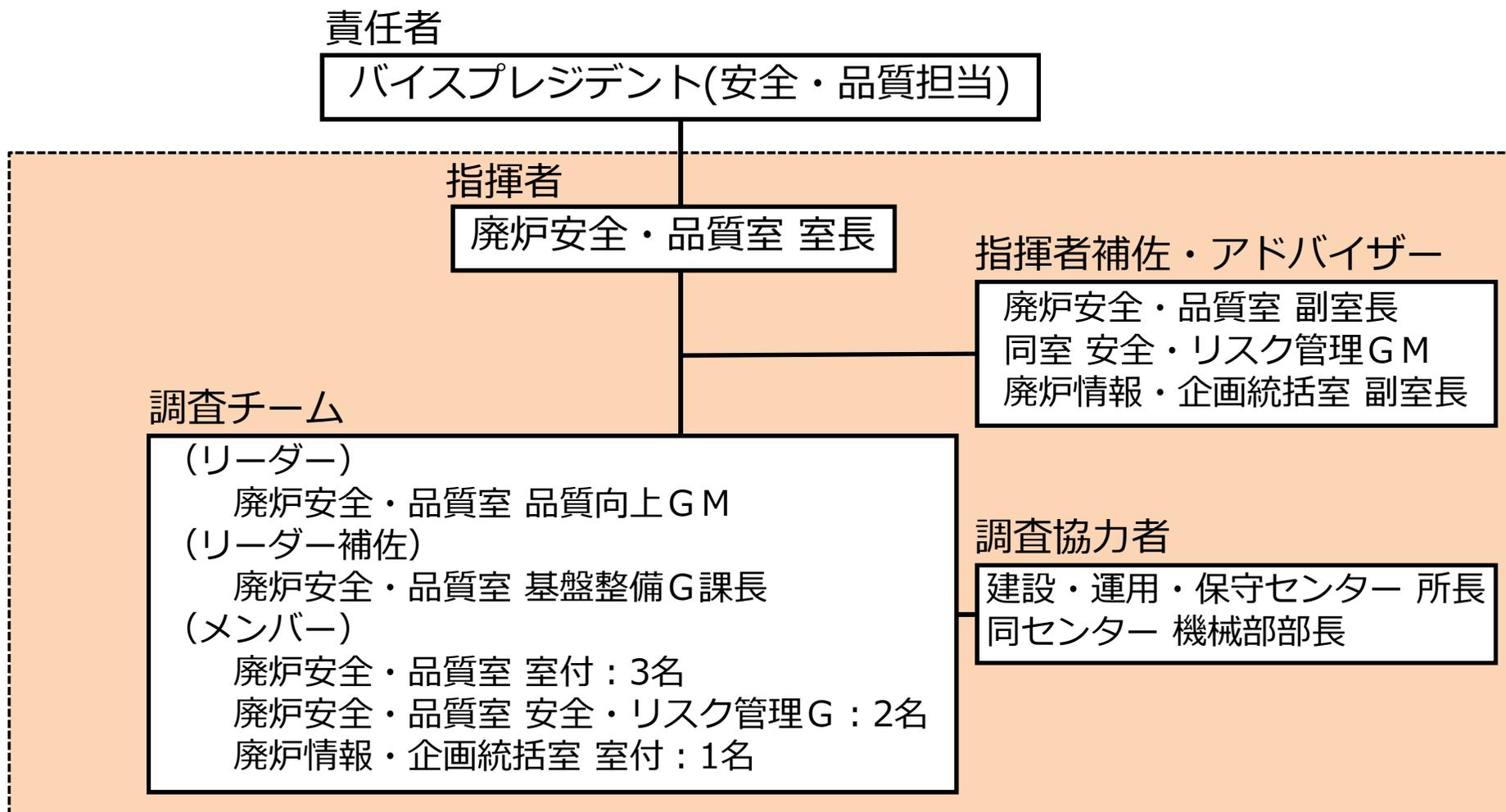
2年前の当該排気フィルタ交換工事において損傷が確認された際に、何故、原因究明や改善措置が不要との判断に至ったか等、インタビューや当時の工事報告書等を用い以下の観点で調査を行った。

- 2年前の事実関係を踏まえた問題点の特定
  - 当時の保守管理の状況と排気フィルタ交換工事の概要
  - 交換工事時に排気フィルタ損傷が確認された際の報告や判断状況
    - ※損傷を知っていたか、報告をしていたか
    - ※当時はどのように考えたのか、今であればどうするか
    - ※不適合管理面（プロセス・判断／コンディションレポート(CR)※の活用)
    - ※安全管理面（ダスト飛散抑制に関する認識）
- 現在の安全・品質向上の取り組みと今後講ずべき対策

なお、調査体制、実績スケジュールは、スライド3、4を参照。

※CRとは、機能喪失前の異常などリスクが顕在化する前の兆候段階の状況など、不適合未満の事象を扱うレポート。

バイスプレジデントを責任者とし廃炉安全・品質室に特別調査チームを設置



【参考】調査スケジュール（実績）

	8/30 ~9/5	9/6 ~12	9/13 ~19	9/20 ~26	9/27 ~10/3	10/4 ~10	10/11
実施内容	排気フィルタ損傷判明 CDO調査指示 ▼▼		監視・評価 (頂いたご意見の反映) ▼				監視・評価 (ご報告) ▼
①事実確認	報告書調査/関係者聞き取り ▼		▼				▼
	▼		詳細インタビューの計画・実施 安全・品質向上の取り組み(不適合・CR等)		▼		▼
②原因分析				▼			
③再発防止 対策立案						▼	

### □ 2年前の保守管理の状況

当時、当該の排気フィルタは、取替判断ができない運用状況であったが、保全方式を事後保全（BDM）として扱っていた（保守管理面の問題点）。

- 排気フィルタ個別の点検計画はなく、SEDS※の付属品として一体で管理していた。
- SEDS※は「BDM」であり、排気フィルタも同様であった。

※SEDS：HIC内のスラリーや余剰水を移送する際に使用する移送装置

### □ 2年前の排気フィルタ交換工事の概要

当時、排気ラインに結露が発生してたことから、汚れ等により排気フィルタが閉塞し、機能していないことを疑い、また、排気フィルタの交換実績がなかったことも踏まえ、排気フィルタ全数を交換する工事を計画した。

計画通り排気フィルタ全数の交換が実施され、交換後の状態「良」として、工事を完了した。なお、交換に際して、機能喪失が疑われた排気フィルタは損傷していたことが確認された。

- 工事期間：2019年7月～同年10月
- 排気フィルタの損傷状況については、工事報告書末尾に交換前後の排気フィルタの写真として掲載されていた。

### □ 当時、排気フィルタ損傷が確認された際の報告や判断状況について

#### 【損傷の把握・報告について】

- 当社の担当者は、協力企業より交換工事中に排気フィルタの損傷の報告を受け、損傷状況の写真を確認していた。また、同チームのメンバーも損傷を知っていた。
- 特別管理職（部長、GM）は、排気フィルタの損傷に関する報告を一般職から受けていなかった。

※GMは工事報告書末尾に添付された排気フィルタの損傷写真までは確認していなかった。フィルタ交換を目的とした工事において、交換が実施され、交換後の状態は「良」であり、不適切な検収ではなかったが、工事報告書の確認においては自ら末尾（添付写真）まで確認する、あるいは担当者に問題ないことを確認すべきであった。

以上より、排気フィルタが損傷していた情報は一般職に留まり、特別管理職に報告されていなかった。



#### 問題点 ①

2年前の交換工事は排気フィルタの閉塞状態を想定して計画されたものであるが、排気フィルタ損傷という想定と異なる状態が確認されたことを受け、通常や想定と異なると認識し、特別管理職に報告すべきだった。

- 通常や想定と異なる状態は特別管理職へ報告するという意識・仕組みに問題があった
- 特別管理職は、通常や想定と異なる状態がなかったか、確認が不十分だった

### 【不適合管理・安全管理面での認識】

#### ➤ 一般職

※作業員の被ばくや身体汚染、ダストサンプリング結果の異常が認められなかったことから、排気フィルタの損傷に対して、閉じ込め機能が喪失していたという認識がなかった。  
このため、不適合として扱う認識はなかった。

※排気フィルタは消耗品という認識があり、複数（全数）が損傷した状況であったが、あらかじめ計画されていた交換工事通りに作業を終え、新品の排気フィルタへ交換したことから問題無いと考えていた。

※運転停止に至る水漏れや警報発生などの通報事象は不適合と認識していた。

#### ➤ 特別管理職

※当時の損傷状況を知っていたら、不適合を起票するように指示したとの認識。  
（複数の排気フィルタが損傷していたと知っていたら、設計上の問題ととらえるべき、交換するとしても取替時期の検討をすべきと考えたとのこと）

※排気フィルタが閉じ込め機能を構成するものと認識はあった。



### 問題点 ②

○結果として作業員の被ばく等が無かったことから、放射性物質の閉じ込め機能が喪失しているとの認識がなかったこと（実際は機器自体の閉じ込め機能は喪失していた）

○結果として交換を完了したことで排気フィルタ（消耗品）の状態が新品になったと考えたこと（複数（全数）が交換工事計画段階の想定とは異なる状態であり消耗品の交換と考えてはいけなかった）

以上から、不適合に当たらないと誤判断をしていた。

➤ **不適合の起票に際して、誤判断する余地があるという運用上の問題があった**

（損傷により排気フィルタの機能（閉じ込め）が失われていたにもかかわらず、被ばく等、結果として異常が認められなかったので不適合で無いとも解釈でき、不適合の定義の解釈に不明瞭さがあった）

➤ **特別管理職が、損傷などの異常情報を把握することで、不適合と判断する状況も確認された**

### 【コンディションレポート(CR)※による異常情報の把握】

- 2年前の工事時期（2019年7月～10月）は、2019年10月のCR運用開始前後でありまだ、このプロセスが1Fでは浸透していなかった。
- 2019年10月のCR運用開始からCRの起票数は増えており、2020年度の組織改編後の現在に至っては、約500件/四半期 以上となっている（スライド14参照）。
- 2020年度の組織改編後は、管理職がCR起票を推奨しており、現在であれば、通常とは異なる状態を確認したらCRを起票していたと、一般職のインタビューで確認した。



#### 問題点 ③

- 2019年10月からCR運用を開始したが、当時、浸透していなかった

現在は改善を目的として起票数は増えておりプロセスは浸透してきていると考えるが、通常や想定と異なる状態を報告する仕組みとして改善が必要である。

※CRとは、機能喪失前の異常などリスクが顕在化する前の兆候段階の状況など、不適合未満の事象を扱うレポート。現状、重大事の予兆情報、改善の萌芽を広く拾うことを狙い、多数・多様の気づきを収集する（報告を奨励）こととしている。多数の情報を扱うことになることから、報告の奨励と同時に効果的・効率的な運用プロセスとしていくことが必要（本件とは別に、取り組み中）。

調査結果から以下の3つの問題点が抽出された。

問題点

①

**通常や想定と異なる状態は特別管理職へ報告するという意識・仕組みに問題があった**

問題点

②

**不適合の起票に際して、誤判断する余地があるという、運用上の問題があった**

(損傷により排気フィルタの機能(閉じ込め)が失われていたにもかかわらず、被ばく等、結果として異常が認められなかったので不適合で無いとも解釈でき、不適合の定義の解釈に不明瞭さがあった)

問題点

③

**2019年10月からCR運用を開始したが、当時、浸透していなかった**



通常や想定と異なる状態を報告するプロセスに問題点があり、これらに対して対策を講じることで、今後、安全管理面の強化を図っていく。具体的な対策についてスライド10~12に示す。

報告プロセス見直しによる安全管理面の強化

問題点

①

通常や想定と異なる状態は特別管理職へ報告するという意識・仕組みに問題があった



現在

①

現在、CRの起票が推奨され、CRは誰でも起票できる状態であり、対応箇所GMは情報を受領し把握する



対策

①

今後、CR起票時に対応箇所GMが確認するだけでなく、起票されたCRを、対応箇所GMが、定期的に（原則毎週）、対応内容や進捗状況を自ら確認するプロセスに見直し、通常や想定と異なる状態として報告された情報を確実に管理者が把握するように見直す

報告プロセス見直しによる安全管理面の強化

問題点

②

**不適合の起票に際して、誤判断する余地があるという、運用上の問題があった**  
(損傷により排気フィルタの機能(閉じ込め)が失われていたにもかかわらず、被ばく等、結果として異常が認められなかったので不適合で無いとも解釈でき、不適合の定義の解釈に不明瞭さがあった)



現在

②

本件を受けて、消耗品の交換や定期的な補修工事において、結果として、被ばくや汚染等の放射線管理上の影響が認められなかったとしても、放射性物質の閉じ込め機能を有する機器が損傷した場合は、不適合を起票するよう、不適合の定義の解釈を明確化した  
(放射性物質の閉じ込め機能が設備、機器の損傷等により喪失した場合は、消耗品の交換であっても不適合を起票する旨、社内文書で明確にした)



対策

②

今後、明確化した不適合の定義の解釈を周知・徹底していく(運用の定着を図る)

報告プロセス見直しによる安全管理面の強化

問題点

③

2019年10月からC R運用を開始したが、当時、浸透していなかった



現在

③

現在、改善を目的としてC Rを運用中であり起票数も約500件/四半期となっている  
(通常や想定と異なる状態を報告する仕組みとしては強化の余地があり)



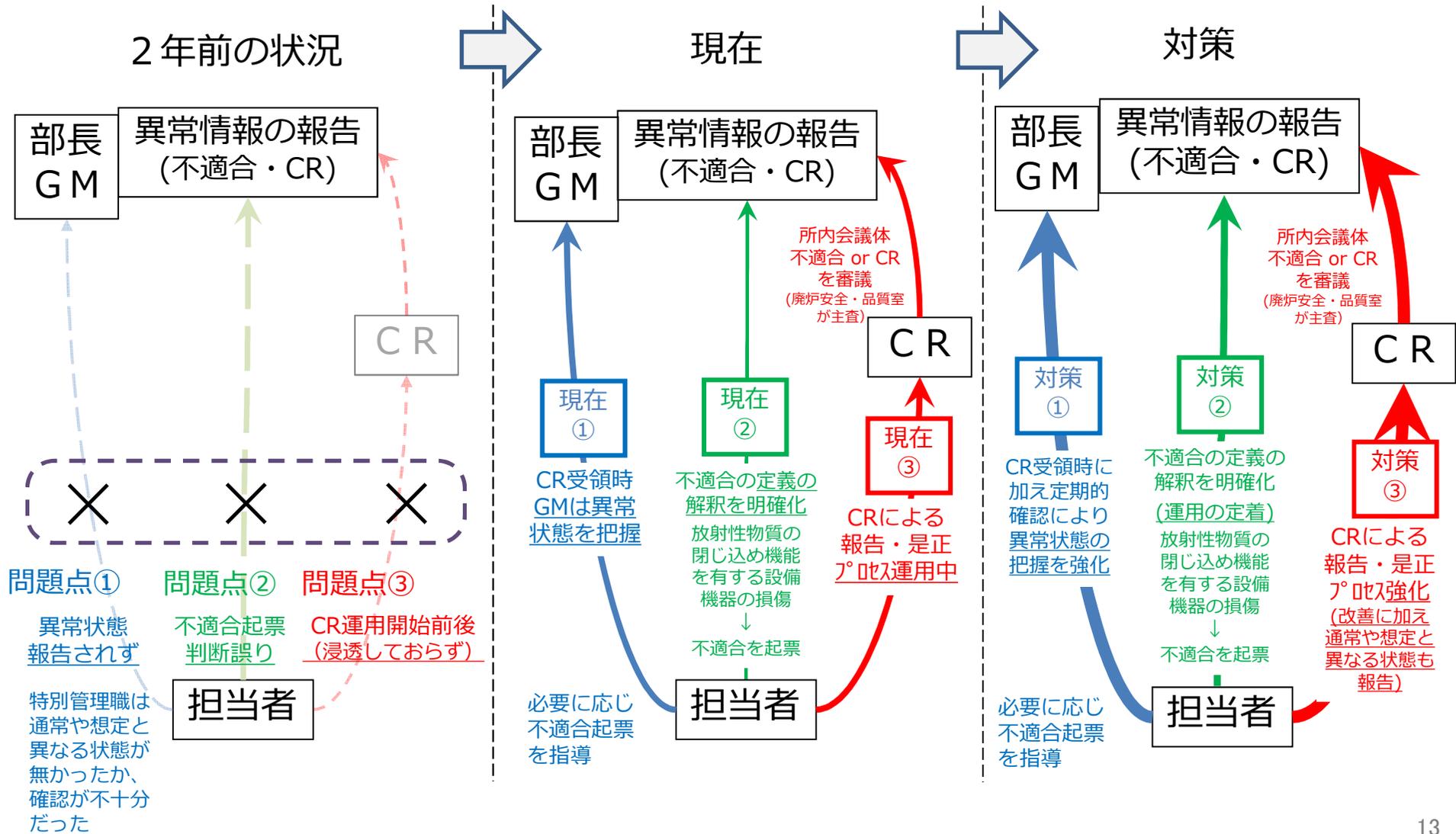
対策

③

今後、現状の改善を目的とするだけでなく、通常や想定と異なる状態の情報共有を主目的として追加し、通常や想定と異なる状態を確認した際の起票を徹底する

# 1 - 4. 対策(イメージ)

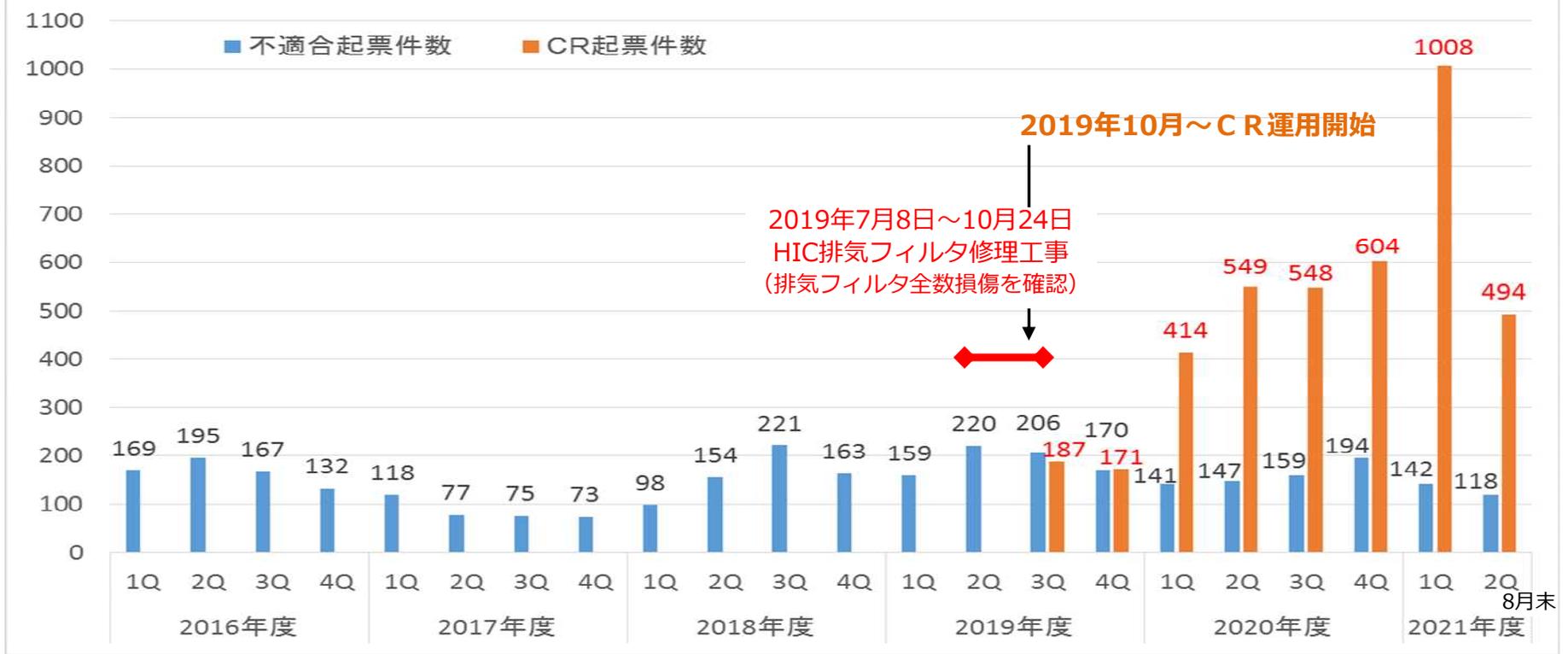
## 報告プロセス見直しによる安全管理面の強化 (不適合・CRの運用強化)



# 【参考】 発電所全体の不適合／C R 起票状況



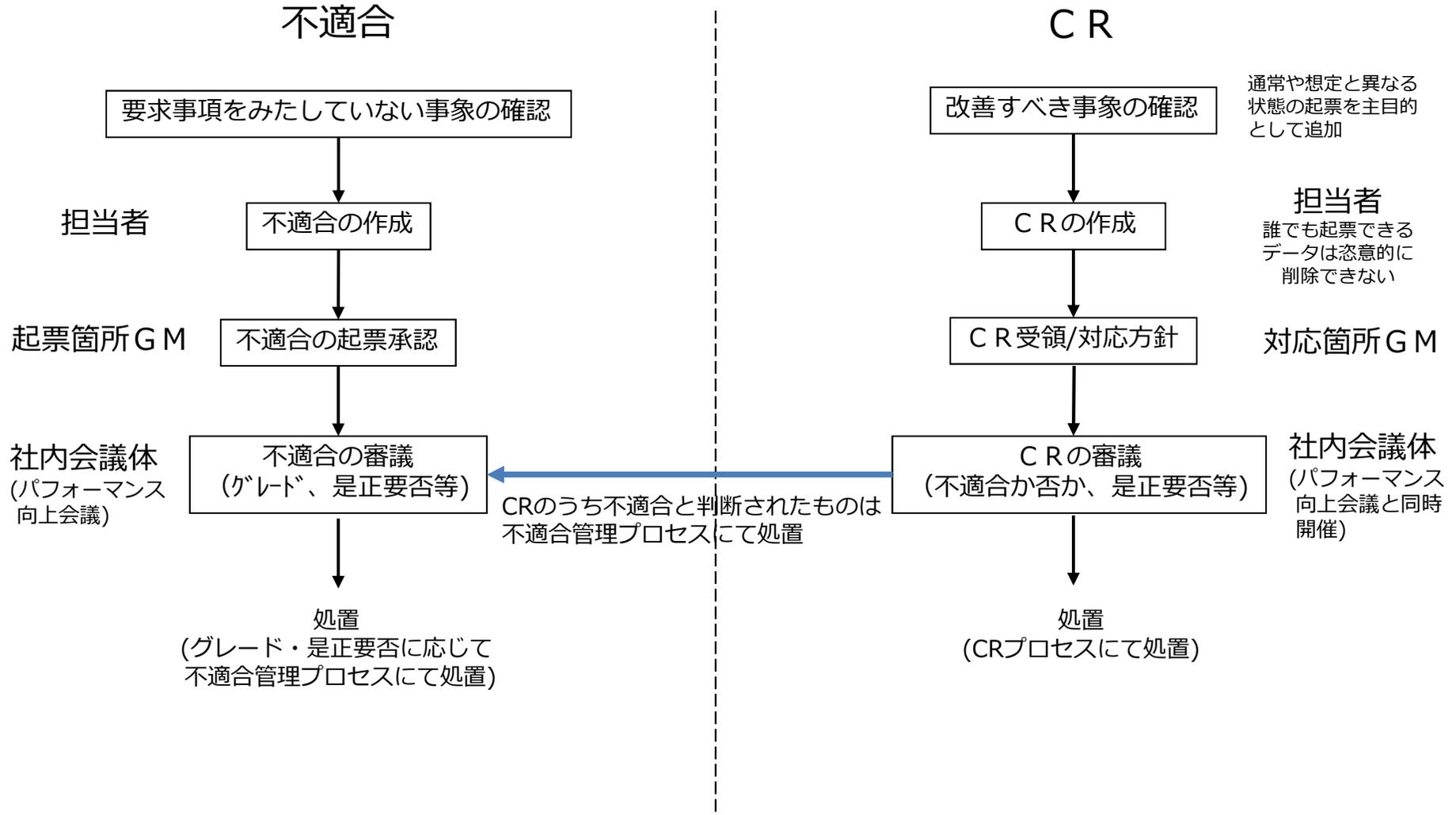
発電所全体の不適合／CR起票件数(2016年度～2021年8月)



↑ 2017年8月～  
不適合の公表再開

↑ 2020年4月～  
組織改編 (廃炉安全・品質室の設置)

# 【参考】不適合／CRの業務フロー（概要）



放射性物質閉じ込め機能を有する機器（排気フィルタ）が損傷したが、不適合起票せず、原因究明、改善措置が講じられなかったことに関して：

■ 2年前の対応の背景には、

- 当時ALPSの浄化性能（核種除去機能）維持に意識が傾注していたこと
- 排気フィルタ損傷に際し、被ばく、汚染等の実影響有無を気に掛けていた一方で、潜在的影響（放射性物質飛散の可能性）抑制機能の重要性に対する感度が低かったこと

があったと考えており、その結果、上位職への報告・相談に至らなかった。

（ 主管Gにおいて上位職者への報告や不適合起票に後ろ向きな状況は認められなかった  
（2019年度 当該グループ主管の不適合件数は発電所の平均を上まわっている）。 ）

現状の取り組み、今後に対するコミットメント：

- 廃炉推進カンパニーは、2020年4月の組織改編で、放射性物質の閉じ込めに代表される安全管理に対する意識、感度、それに裏付けられた対応の向上を目指し、安全・品質担当のバイスプレジデントを置き、また、廃炉・汚染水対策最高責任者(CDO) 直下でライン（発電所）の安全・品質活動を横断的に監督、指導する廃炉安全・品質室を設置した。
- 1F廃炉は、原子炉建屋、格納容器など、放射性物質の閉じ込めが完全ではない設備を有しており、通常炉以上に安全管理に対する高い意識、感度が不可欠との認識のもと、放射性物質の閉じ込めに代表される安全管理に対する意識、感度を、廃炉安全・品質室による個別プロジェクトに対する監督・指導等を通じ、継続的に高めていく。

## 1 - 5. 2年前の事案及び今後の安全管理に関する考察 (2/2) **TEPCO**

現状の取り組み、今後に対するコミットメント（続き）：

### ■ 放射性物質閉じ込め対応

- 既設設備：設備状況に応じ、飛散抑制策、モニタリングによる監視、それに基づく作業量調整等を駆使し飛散量を抑制。個別の設備・機器レベルでの閉じ込めを確実にするための保全方式見直し、設備改造を実施。
  - 原子炉建屋－閉じ込めが完全でないなか、飛散防止剤の散布、必要な箇所にダストモニタを設置しての慎重な作業を実施（建屋上部ガレキ撤去等）
  - 格納容器－必ずしも閉じ込めが完全でないなか、ダスト発生状況を監視し、ダスト発生状況に有意な変化が認められた際には作業を停止するなど、慎重な作業を実施（格納容器内部調査のためのアクセスルート構築等）
  - 個別の設備、機器－保全方式等を長期保守管理計画として整理済み。今回の事案（破損の未然防止、破損時の検知ができるよう管理されてなかったこと）を踏まえ、要求される機能、仕様に応じた保守管理方法を定める。排気フィルタについてはスライド18参照。
- 新設設備：放射性物質インベントリ、性状・作業内容等による飛散性を考慮したうえで必要な閉じ込めの構築について、設備・機器、エリア（部屋）、建屋による多重防護の視点も取り入れ設計。

なお、燃料デブリ取り出しに当たって、閉じ込め機能を如何に確保していくべきか、規制庁はじめ関係機関とも相談のうえ明らかにしていきたい。

## 2-1. 現在の対応状況と今後の対応

- 放射性物質の閉じ込め機能を有した機器に対して、取替判断ができない運用状況で保全方式を「BDM」と設定していたことに、保守管理面の問題があった。
- 排気フィルタは、損傷メカニズムの分析結果より、運用変更時に行う設備設計への影響確認に不足があった。



- 現在、ALPSの排気フィルタには、大容量の代替フィルタ及び連続ダストモニタを設置し慎重に運転を継続（代替フィルタの有効性も検証済）。
- 今後、原因究明結果を踏まえ、要求機能や仕様に基づき設計や保全方式等を再検証し、設備改造やフィルタ取替を実施するとともに、保全方式や運用の見直しを行う。
- 今回、排気フィルタ出口部で汚染が検出されたことを受け、ALPS以外の設備も含めて放射性物質の閉じ込め機能を有する排気フィルタの定期的な点検・取替の改善に取り組んでいく。

対象フィルタ		現在の対応状況	今後の対応
HIC (SEDS) 排気フィルタ	運転中の 排気に使用	大容量の代替フィルタ設置済 連続ダストモニタ設置済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全方式見直し (BDM→TBM、CBM)</li> <li>・設備改造検討中</li> <li>・フィルタ取替</li> </ul>
	停止中の 排気に使用	作業時に大容量の代替フィルタ設置して対応中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全方式見直し (BDM→TBM、CBM)</li> <li>・設備改造検討中</li> <li>・フィルタ取替</li> </ul>
タンクのベント (息継ぎ用) フィルタ	損傷あり	代替フィルタ設置済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全方式見直し (BDM→TBM、CBM)</li> <li>・作業時のエアブロー手順廃止又は見直し</li> <li>・設備改造要否検討中</li> <li>・フィルタ取替</li> </ul>
	損傷なし	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全方式見直し (BDM→TBM、CBM)</li> <li>・フィルタ取替</li> </ul>

注：BDM（事後保全）、TBM（時間基準保全）、CBM（状態監視保全）

## 2-2. その他排気フィルタの類似箇所抽出結果

- 高性能容器（HIC）の排気フィルタ損傷の水平展開として、福島第一原子力発電所で使用しているフィルタのうち、水平展開の対象となるHEPAフィルタ※aを抽出した。
- 抽出結果は**102箇所**※b,c（ALPS系76箇所を除く）
  - 100箇所は、至近の点検実績や状態管理状況の中でフィルタの健全性を確認できた。
  - 残りの2箇所は、現物確認を実施し、フィルタに損傷等の異常が無いことを確認した。
- この2箇所のフィルタは、定期点検や状態監視などの対応がとれていなかったことから、保全方式や管理方法について検討し、見直しを図る。

類似箇所調査結果	102箇所	放射性物質を閉じ込める機能を要求しているHEPAフィルタ (ALPS系の76箇所を除く)
当初設計された仕様通りに運用され、設計圧力以上の使用状態が無い、フィルタが劣化しやすい環境（湿潤環境等）に置かれていないか、を確認したうえで、以下の管理状態を確認した。		
至近の点検で異常無	： 過去の点検で異常が見つかっておらず、点検頻度も実績を踏まえ設定されていること	
差圧管理	： フィルタの入口と出口での圧力差を監視し、設備に応じた規定値内で管理され、異常値を確認した際は速やかにフィルタの交換ができていないこと、またはできる運用になっていること	
放射線モニタ管理	： フィルタ出口近くで連続ダスト放射線モニタでの常時監視や定期的なダストサンプリングを実施することで、放射性物質の閉じ込め機能が維持されていることを確認できること	
上記の確認を行うことで、フィルタの <b>健全性を担保できたもの（100箇所）</b>		
上記の確認ではフィルタの健全性を担保できなかったが、 <b>現物確認を実施し、損傷が無いことで、健全と判断したもの（2箇所）</b>		

- ※a：以下の要件をすべて満たすもの
- ・放射性物質を閉じ込める機能を要求しているもの
  - ・系統機器に設置されているもの、または工事や作業で使用されているもの
  - ・運用中のもの
- ※b：箇所数は、フィルタの枚数とは異なり、複数のフィルタ(ユニット構成)で1箇所と数えるものもある
- ※c：作業進捗や新規工事、工事完了等で数量が変動するため、9月30日時点の箇所数となる

(参考) ALPS系76箇所の外観点検結果（実施済み）

フィルタ種類	増設ALPS		既設ALPS		高性能ALPS	
	損傷なし	損傷あり	損傷なし	損傷あり	損傷なし	損傷あり
HIC排気フィルタ	0	13	1	11	-	-
その他排気フィルタ	14	4※1	24	4※2	5	0
合計	14	17	25	15	5	0
	31		40		5	

※1：炭酸ソーダ貯槽1、共沈タンクA、供給タンクA、排水タンク  
 ※2：炭酸ソーダ貯槽、循環タンクA、循環タンクB、循環タンクC

## 【参考】 その他排気フィルタの類似箇所抽出結果（詳細）

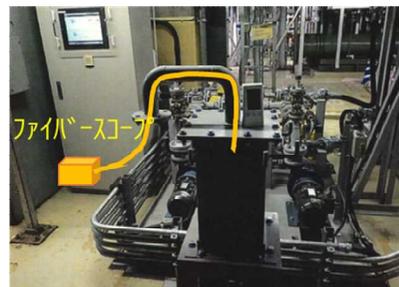
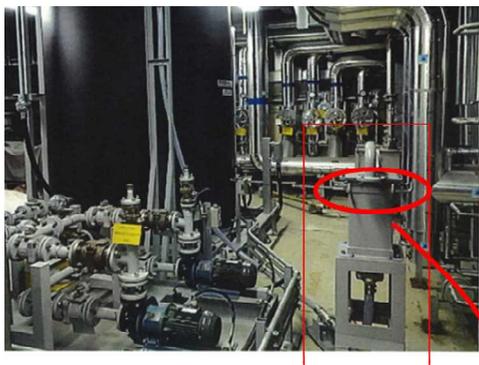
類似箇所調査結果 (9/30時点)	102箇所	(ALPS系の76箇所を除く)				
抽出された設備 運用中で放射性物質の閉じ込め機能を要求しているHEPAフィルタ	箇所数	点検実績有 (異常無)or 差圧管理or モニタ管理	使用方法	今回の類似箇所抽出における 現物確認要否		結果
1、2、3号PCVガス管理設備	8箇所	あり	設計通り	不要		健全
3、4号プールの燃料取り出しガスの排気設備	7箇所	あり	設計通り	不要		健全
雑固体廃棄物焼却設備	26箇所	あり	設計通り	不要		健全
共用プール設備	2箇所	あり	設計通り	不要		健全
固体廃棄物貯蔵庫9棟	2箇所	あり	設計通り	不要		健全
大型機器除染設備	10箇所	あり	設計通り	不要		健全
5号、6号機R/B排気、D/Wパワージェットファン	4箇所	あり	設計通り	不要		健全
2号機R/B排気、西側構台前室空調	4箇所	あり	設計通り	不要		健全
除染装置	2箇所	あり	設計通り	不要		健全
その他水処理系、設備系	13箇所	あり	設計通り	不要		健全
仮設設備・工事用設備	22箇所	あり	設計通り	不要		健全
5・6号ホットラボ	1箇所	なし	設計通り	必要	フィルタ確認 <b>実施</b> 異常無(10/5) 使用済み水受けタンク	健全
サブドレン他浄化設備	1箇所	なし	設計通り	必要	フィルタ確認 <b>実施</b> 異常無(10/6) SD他浄化設備RO濃縮水処理水中継タンク	健全

注) 今回現物確認不要としたものについても、今後の点検や交換時に、現物を確認し、フィルタに損傷が無いことを確認していく

### (参考) ALPS系

既設ALPS設備	40箇所	なし	一部変更あり (エアブロー)	必要	実施済	異常有 異常無	15箇所 25箇所	健全	不良
増設ALPS設備	31箇所	なし	一部変更あり (エアブロー)	必要	実施済	異常有 異常無	17箇所 14箇所	健全	不良
高性能ALPS設備	5箇所	なし	—	必要	実施済	異常無	5箇所	健全	

5・6号ホットラボ  
使用済み水受けタンク排気フィルタ

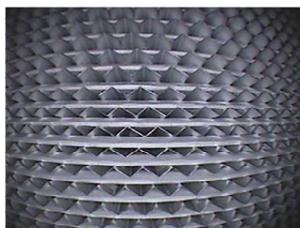


外観(横から)

ファイバースコープで  
確認



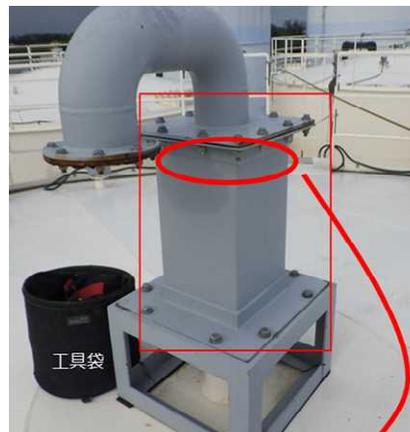
HEPAフィルタ  
(損傷無し)



HEPAフィルタ (拡大)

10月5日確認完了 (損傷無し)

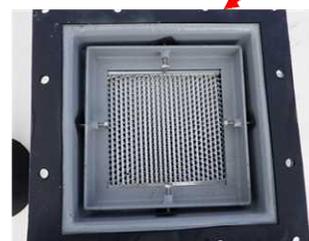
SD他浄化設備  
RO濃縮水処理水中継タンク排気フィルタ



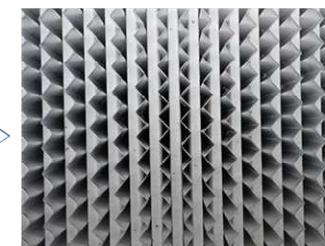
工具袋



開放して確認



HEPAフィルタ  
(損傷無し)

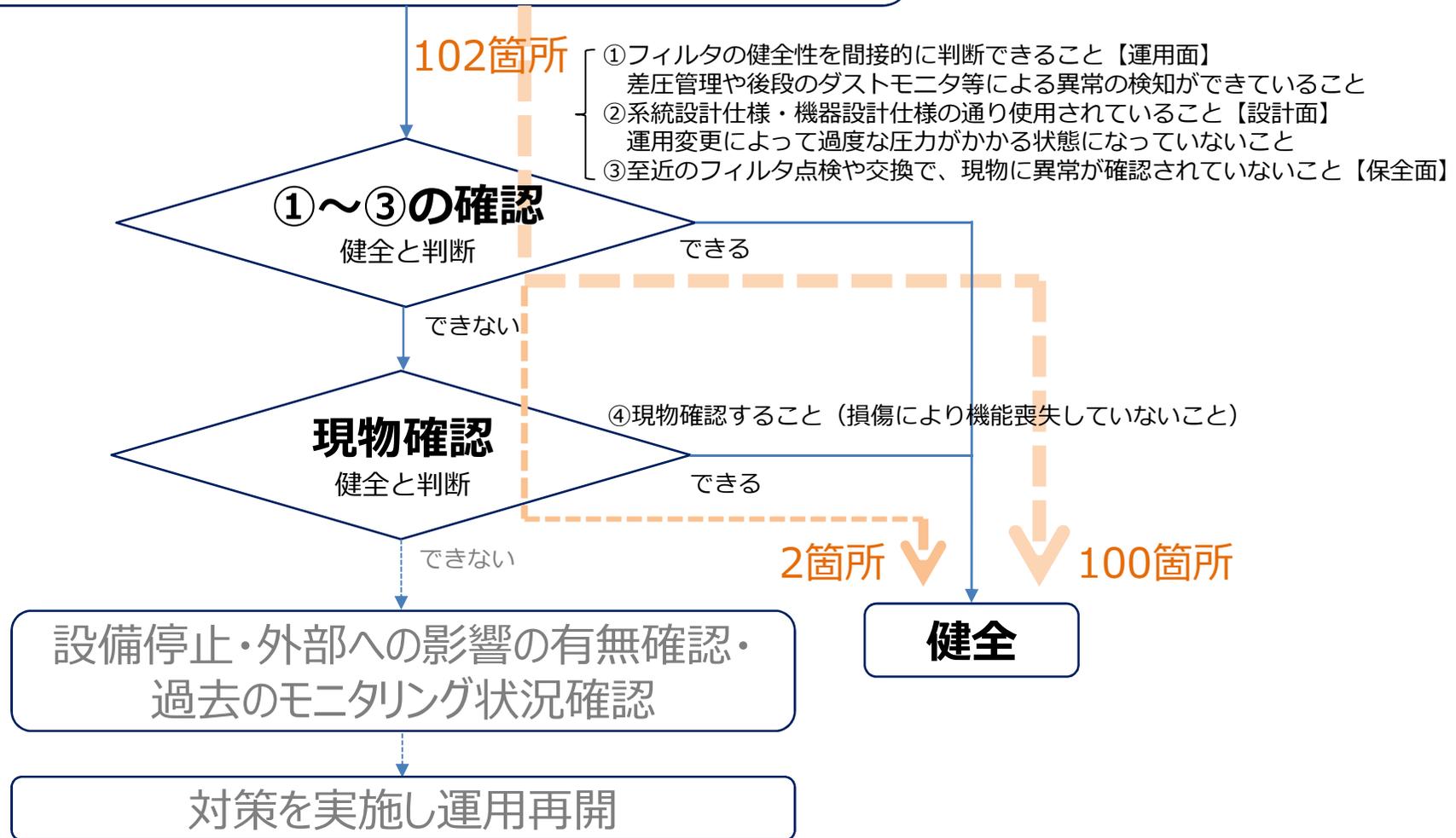


HEPAフィルタ (拡大)

10月6日確認完了 (損傷無し)

### 類似の排気フィルタ（HEPA）使用機器リストアップ

- 放射性物質を閉じ込める機能を要求しているもの
- 系統機器に設置されているもの、または工事や作業で使用されているもの
- 運用中のもの



- 今回の事象は排気フィルタの使用状況と設計とのミスマッチによって生じた。そのことは、今回、相当数（25箇所中24箇所）が損傷していたことから明らかである。そのような考察の確度を高めるためにも、2年前にも同様の損傷が相当数（25箇所全箇所）で発生しており、その際に原因究明・改善措置が講じられなかったため、同様の損傷が起こりうる状況だったことについて、言及すべきだったと考えている。
- ただし、インタビュー等による調査結果から、以下の理由により、2年前の損傷について特定原子力施設監視・評価検討会で自ら言及することについて思い至らなかった。
  - 2年前の事象は、今回損傷が確認された後の対応のなかで、検査官説明済みであったこと、マスコミ報道を通じて既に公になっているとの認識であった。
  - 9月13日の特定原子力施設監視・評価検討会ではHICスラリー抜き出し作業の進捗、再開について説明することを求められていた。
  - 2年前の事象と今回の事象が同様であったため、再開に当たっての原因究明や対策などを、今回の事象で説明することが可能と考えていた。
- なお、事象確認後、すみやかに主管部門にて調査を開始し、2年前にも同様の損傷事象が確認されたことを受け、廃炉・汚染水対策最高責任者(CDO)の指示により、過去の経緯を含めた詳細調査を実施した。この度、調査結果が取り纏まったことから、ご報告した。

## 4. 情報公開に関する整理

### ■ 2019年に実施した排気フィルタ交換で、同フィルタの損傷を確認した時

- 主管G内で情報が止まり、社内に共有されなかったことから、広報部門として情報公開に係る示唆・判断が出来る状況になかった。

### ■ 今 回 (2021年8月)

- 増設ALPS建屋内でのスラリー移替作業時に、移替先の前HICに設置したスラリー移替装置 (SEDS) の排気ライン出口で、作業用に設置した連続ダストモニタのダスト濃度の高警報が発生したことを受けた原因調査で、8月30日に排気ライン出口の高性能フィルタに損傷があることが確認され、翌31日の所内情報共有会議 (経営幹部や広報部門が参加) に不適合に該当する事案として報告された。
- 起票された不適合は社内ルールに則り全数ホームページで公表しているが、現場の広報部門の長は、本件について、周辺環境への影響や作業員の身体汚染がなかったとはいえ、社会的に関心が高い事項であり、速やかに公表すべきと判断し、8月31日に報道発表した。(その後、週2回の定例記者会見の場などを通じ、調査状況の説明やメディア質疑対応を実施)

### ■ 広報部門の関与

- 発電所内の情報共有会議で、各主管部門から報告される不適合等※<sup>1</sup>に対し、広報部門は、地域・社会の目線で、速やかに情報公開すべきもの※<sup>2</sup>がないかを確認している。
- 情報公開は、通報・公表基準に基づく公表や、日々の不適合管理の状況の公表を基本としつつ、広報部門は、上記会議体等で入った各事案も確認し、広報部門の長が公開に係る判断を行い、速やかな情報発信につなげている。また、主管部門に対しては、上記に抛らず、気になることが発生した際は、速やかに広報部門に報告するよう働きかけている※<sup>3</sup>。

※ 1 : 起票された不適合は、発電所内の「パフォーマンス向上会議」で審議されるが、日々の情報共有会議では、そのうち所内関係者に共有した方が望ましいもの等について各主管部門が状況報告する。

※ 2 : 周辺環境への影響、ヒューマンエラー等の観点で、社会的関心が高いと思われるもの

※ 3 : こうした取り組みの各組織への浸透を図り、地域・社会目線で情報発信していくため、本年8月、廃炉・汚染水対策最高責任者 (CDO) 直下の組織として「廃炉情報・企画統括室」を設置している。